

第 1 1 回

多重債務者対策本部有識者会議

2009年2月3日

午後3時02分 開会

○吉野座長 それでは、時間になりましたので、ただいまから第11回目の多重債務者対策本部有識者会議を開催させていただきたいと思います。

きょうも大変お忙しい中をお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。本日の会合も公開となっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

最初に、事務局のほうから、配付資料の確認をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○小野信用制度参事官 それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。

まず、資料1としまして、後ほどプレゼンテーションをお願いしております日本貸金業協会の「貸金業界の現状について」という資料1がございまして、その附属資料として「月次統計」と「『貸金業者の経営実態等に関する調査』報告」という資料がお手元にあると思います。ご確認いただきたいと思います。

また、資料2といたしまして、これも後ほど日本貸金業協会のほうからご説明いただきます「日本貸金業協会における多重債務に係る取組み」という資料があると思います。

それから、資料3-1といたしまして、これは後ほど私ども事務局のほうからご報告させていただきますが、私どものほうで財務局、地方自治体に対してアンケートを実施したその調査結果、「多重債務者相談の状況について」がございまして、この資料3-1が全体の要約版でございまして、その後についています資料がそれぞれのアンケート、すなわち、資料3-2が都道府県に対して行ったアンケートの調査結果の概要、それから資料3-3が市区町村に対して行いましたアンケート調査の概要、3-4が手前どもの財務局に対して行いましたアンケートの調査結果でございまして、この詳細なデータにつきましては、金融庁のウェブサイトにおいて公表する予定でございまして、

その後、後ろに厚生労働省のほうからご提出いただきました資料がついてございまして、また、その後ろに本多委員のほうからご提出していただきました資料がついております。また、それとは別途、席上配付のみでございまして、日本貸金業協会のほうから提出していただきましたパンフレット類が一式あると思います。

ご確認いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○吉野座長 それでは、きょうの議題に入らせていただきたいと思います。前回の会議で本多委員からご質問がございましたので、厚生労働省のほうから資料が届いて提出されておりますので、まず、最初に本多委員からのご質問にお答えいただく形で、それから引き続きまして

ヒアリングに入りたいと思いますので、厚生労働省の地域福祉課のほうからご説明をよろしく
お願いいたします。

○千田地域福祉課課長補佐 皆様のお手元に、横置きで厚生労働省提出資料ということで資料
をつくらせていただきました。表紙をめくっていただきましてセーフティーネット貸付の一つ
でございます社会福祉協議会で貸付事業を行っている生活福祉資金、その中の種類の一つとい
たしまして緊急小口資金がございます。この中で本多委員から前回、相談の状況、そして決定
件数がいかなものかということと、それから、各都道府県社会福祉協議会すべてでこの貸付
事業を行っていないのではないかと、貸付事業を行っていないのであるならば、その理由を示
して欲しいということございました。

1枚目のところで貸付状況でございますけれども、実はご存じのとおり、社会福祉協議会で
行う生活福祉資金でございますけれども、相談の担い手が地域におられる民生委員の方、ある
いは市町村社会福祉協議会であったり、相談の内容も実は福祉一般、生活面あるいは住居のこ
とですとか、障害者にかかわる問題、高齢者にかかわる問題、あらゆる問題をそこで受けるも
のですから、緊急小口貸付の相談ということを定量的にとる手だてがございませんので、この
貸し付けに当たっての相談件数をとることができませんでした。

つきましては、申請件数と決定件数について、こちらのほうで今回、とらせていただきまし
た結果をここに示させていただきます、申請件数が20年1月から20年12月の間で1,853件、決定
件数が1,786件、また、決定に至らなかった主な理由、これは相談・申請をしたけれども、決
定できなかったというものにつきましては個別にヒアリングを行いました。幾つかあるわけ
ですけれども、既に何らかの負債があって、申請世帯の収支のバランスがとれていないとい
うこと、あるいは申請理由が緊急的かつ一時的ではなく、恒常的な生活費の補てんとなっ
ていること、また、申請者の仕事も住居も定まっていないというような場合、申請者が無
収入で償還の見込みが全く立たないというような場合が見受けられたということござい
ます。

1枚めくっていただきまして、緊急小口資金を行っていない都道府県の状況でございます
けれども、宮城県から長崎県まであるわけですが、実はこの県におきます地方自治体にお
いて、単独で緊急小口にかかわる貸付事業を行っているというような状況から、社会福祉協
議会では緊急小口資金を行っていないということでございます。詳細につきましては各自
自治体で行っている事業ごとに、その概要を添付させていただいておりますので、ご高
覧いただければというふうに思います。

以上でございます。

○吉野座長 ありがとうございます。

まだ、ご質問もあるかと思えますけれども、ご質問のほうは最後にしていただければと思いますので、早速、きょうの議題に入らせていただきたいと思います。

本日はヒアリングを予定いたしております。多重債務者問題の現状がどうなっているかというのを日本貸金業協会常務執行役の渡邊様、それから菊一様にお越しをいただいておりますので、後ほどお二人のほうからご説明をお願いしたいというふうに思っております。

また、本日は3つの議題を予定いたしております。1つ目の議題といたしましては、貸金業界の現状について、これは渡邊常務執行役のほうからご説明いただきたいと思います。2つ目の議題といたしまして、日本貸金業協会における多重債務者に係る取り組みということで、これは菊一常務執行役のほうからご説明をいただきたいと思います。最後に財務局、それから地方自治体における多重債務者相談の状況につきまして、平成20年度上期における財務局、地方自治体の多重債務者相談状況のアンケートの結果を事務局からご報告していただきたいと思います。すべてのご説明が終わった後で、ディスカッションの時間をとりたいというふうに思っております。

それでは、まず最初に日本貸金業協会の常務執行役の渡邊様から、貸金業界の現状につきましてご説明をよろしく願いいたします。

○渡邊常務執行役 日本貸金業協会の渡邊でございます。本日はお招きいただき、ありがとうございます。

日本貸金業協会では、多重債務対応に向けてさまざまな活動をしておりますが、その中で、私からは主に協会で実施した調査結果を使って、貸金業界の現状について説明をさせていただきます。資料につきましては先ほどのご説明のとおり、資料1及び添付しております月次統計資料、並びに「貸金業者の経営実態等に関する調査」報告、この3つを使って説明をいたします。

資料1の2ページは、本日、私から説明させていただく内容のまとめでして、まず貸金業者の特徴を、2つ目が貸金市場の動向を月次調査の結果を踏まえて説明いたします。3つ目が貸金業者の経営動向ということで、添付にございます経営動向調査の結果から説明をいたします。

では、3ページをごらんください。左側は金融庁が公表しております貸金業登録事業者数の推移です。貸金業者の特徴としましては、まず数が多いというのが大きな特徴です。ピーク4万7,000社から昨年11月末の数値で7,140社になっております。なお、1月30日にさらに金融庁より12月末の登録業者数が公表されておまして、ここでは7,000社を切り、6,941社になって

います。今期に入りまして大体月に242社の減少という傾向になっております。

右側は日本貸金業協会が設立された12月以降の月末時の協会員の推移です。折れ線グラフは登録業者に対する日本貸金業協会の協会員の割合でして、11月現在、3,366業者が加盟しており、貸金業全体の47.1%となっています。協会としてはこれを早期に高めるべく努めているところ です。

続いて4ページです。こちらは12分類の業態別に構成している貸金業者の数と、それぞれの残高の表です。ごらんのように貸金業というのは付随する他の業務との兼業がもう一つの特徴といえます。なお、残高の合計が24兆8,000億円、これが協会員の残高合計でして、こちらは金融庁の20年3月末統計による貸金業者残高41兆5,000億に対して、ちょうど60%、残高シェアで6割というのが協会の状況でございます。

続きまして5ページです。こちらは協会員の規模別の構成でして、左側の表が資本金別の業者の構成、右側が残高別の業者の構成です。次の貸金業者の特徴としては、非常に業者の格差が大きいということが言えます。なお、資本金別の個人というのは個人経営で行っている貸金業者です。やはり特徴としては業者数としては小規模の業者数が圧倒的に多く、残高は少数の大手が寡占状態にあるということです。

続いて6ページは、今、私が申し上げた貸金業界の特徴を取りまとめたものです。。続いて7ページにまいります。

これより貸金市場の動向ということで、こちらは設立以降、特に大規模の会員63社に依頼をしまして、毎月、情報を提供いただき、集計・公表しているものです。なお、この63社は協会の残高シェアで83%を占める規模です。昨年4月以降、データをいただいております、グラフでいいますと棒グラフの濃い線が平成20年4月から11月の数字で、同じタイミングで1年前の19年4月から19年11月の数値も同時に調査しています。左側の表は消費者向けの貸付残高、右側が事業者向けの貸付残高でございますが、19年度の残高と20年度を比較すると、各前年同月比較で10%強の減少で推移しています。また、19年4月を基準に見ますと、1年半で消費者向けが16兆3,000億円から13兆8,000億円の15%の減、事業者向けが1年半で同20%の減というような動きになっています。

こちらは、お手元に配りました月次統計資料ですが、これは、毎月公表しているものです。この14ページをごらんいただきたいと思います。こちらがグラフで説明した元になっている内訳も含めたデータです。記載の無担保貸付、有担保貸付、住宅向け貸付の合計を消費者向け貸付として、信用貸付の無担保、保証つき、担保貸付の不動産、証券ほかの合計値を事業者向け貸

付の合計としてグラフ化しています。内訳をごらんいただくと、消費者向けですと住宅向けの貸し付けを除いて12.3%の対前年同月減少という傾向と、事業者向けですと信用貸付がマイナス20%程度、担保貸付がマイナス11%強で対前年同月より減少しています。

なお、1ページ戻っていただいて、月次統計資料の13ページをごらんください。こちらは平成20年11月度の残高の内訳を貸出金利別に集計した表です。

前年同月比をごらんいただくと、平均約定金利が20%をこえるところは対前年19.4%の減少をしており、その下の15%から20%の金利帯が7.6%の増加、特に10%以下の金利帯では104%の増加、つまり倍増しています。協会に加盟しております大手消費者金融、大手クレジット各社は、平成19年から20年にかけて、金利規制を先取りする形で上限金利を18%以下に引き下げております。こういった動きから消費者向けの貸出金利の低下傾向が続いていると考えております。

続きまして、資料1にお戻りいただいて8ページですが、こちらの表は月間貸付金額（供与額）の推移ということで、それぞれ月間に貸し出しを行っている金額、キャッシュフローの部分のデータです。それぞれ対前年同月比でおおむね消費者向けが15から20%の減少、事業者向けは各月によってはばらつきがございますが、30%から45%の減少というところで推移しています。

こちらにも月次統計資料、の15ページをごらんいただきたいと思います。こちらのデータのグラフ化でございます。集計の内容も先ほどと同様ですが、こちらの特徴的なところは月々の貸出額になりますと、先ほどの傾向がさらに顕著になっておりまして、消費者向けですと住宅向けの貸し付けが45%伸長している一方で有担保がマイナス61%、事業者向けになりますと信用力の低い層向けの保証付き信用貸付はマイナス42.9%、また、不動産担保に至っては11月ではマイナス86.9%で、貸し出しの額が減少しています。

資料で9ページですが、こちらは月間の契約数の推移です。ご注意いただきたいのは、特に消費者向けですと、クレジットカード会社のキャッシング機能付きのクレジットの契約も含まれるため、一概には貸付け件数とは言えないと思います。ただ、事業者向けについてはほぼ貸付額と同数と考えております。こちらにも対前年の同月比の推移を見ますと、大体消費者向けがマイナス10%からマイナス30%、事業者向けがマイナス30からマイナス50%程度で推移している状態であります。

続いて10ページ、審査姿勢の変化ですが、ここからは資料2つ目の経営実態調査アンケートを使って説明をいたします。経営実態調査の報告をごらんください。5ページにこの調査概要

がございます。協会員に対するアンケート調査を行い回答をいただいたのが1,419社、標本構成のとおり、回答の業者の割合は38.7%ですが、残高では84.7%をカバーした調査結果ということになっています。

1 ページ目から3 ページ目に概要を記載しておりまして、本日、提出の資料は3 番、4 番、6 番、7 番をグラフ化した形で添付しておりますが、5 番について補足をさせていただきたいと思っております。2 ページをごらんください。

ここでは貸金業法の3 条、4 条の施行を迎えようとしている現状において、資金需要者の皆さんにどのような影響が出るかという分析を試みたのですが、我々の分析では十分うまく特徴を出せることができませんでした。事業者向け貸付におきましては、個人事業主、有限会社に対して与信の見直しをするという回答が多いという特徴がありましたが、消費者向けの貸付においては、若干高齢者への影響が懸念されるという点が判明した程度でした。

しかしながら、このデータを調査・取りまとめを依頼しておりますNTTデータ研究所が同じデータを使い、分析を深めて12月に分析結果をNTTデータ経営研究所として公表しております。この資料を資料1、本資料の一番最後に3 ページを添付しておりまして、この3 番をごらんいただきたいと思っております。

新規での借入れ審査を厳しくすると回答した業者は、どういうところを厳しくするかを追加分析したところ、年収400万円未満、非正規社員、自営業等に該当する個人の70%以上が改正貸金業法の影響を受ける可能性があると判明しており、生活を維持するためのつなぎ資金を含めて、派遣社員等の非正規社員は今後、貸金事業者からの資金調達が困難となる可能性が大きいと、コメントをつけられています。なお、最終ページはこのデータの根拠となる属性ごとの表を添付しております。

また、10ページに戻っていただきたいと思っております。ここでは調査時点の1年前の審査姿勢の変化はどうかと、調査時点以降の審査姿勢の変化を聞いた結果を表しています。過剰貸付防止に向けた各社の対応姿勢はどうかということを確認しているわけですが、ごらんいただいたように、すべての規模の業者の半数以上が初期審査の基準を厳しくして、さらに、この調査以降も厳しくするという回答をしています。特に5,000億円超の企業では8割、9割が調査時点の前後で審査姿勢を厳しくさせていると回答しています。

なお、この審査の考え方を各社にヒアリングいたしますと、大きく前後2段で行われると聞いております。1つはまず金利引き下げを想定した与信の見直しでして、金利に見合ったリスクを視野に入れた審査基準の厳格化ということと、2段目が総量規制を視野に入れた限度額の

抑制です。こういう考えのもとで資料のとおり、調査時点前後ともに審査姿勢の変化が表れていると考えています。

11ページは成約率の推移で、クレジット会社等を除いた消費者向け無担保貸付業者の集計で、新規借り入れの申し込みがあった内で契約した割合を表しています。下段に記載のとおり、この1年半で成約率は42%から20年3月時点では26%に減少しており、審査基準を厳しくしてきた結果の表れだと考えています。

続いて12ページですが、こちらは今後、総量規制の導入を迎えるにあたり、各社が抱えている債権のうち、どれくらいがこの基準に該当し、対応を迫られるかを質問したものです。それぞれの規模別に、一番左は影響割合は不明で、一番右が60%から100%の影響が出ると回答した協会の割合です。5,000億円超の欄をごらんいただきますと、半数が60%を超えて対応が必要であると回答し、38%は25%超から40%影響がでると回答しています。また、この回答8社の保有している顧客数が1,100万人ということから、総量規制の導入により500万人程度に影響があるものと考えられます。

なお、現在分析中のインターネットによる一般利用者調査によれば、まだ分析中で公表していませんが、この中で現在、消費者金融を利用されている方に、借入額の合計が年収の3分の1以上を超えているかという質問に対しては、約44%の方が超えているという回答をしております。従って、この経営実態調査を裏付ける結果となっているものと考えています。

今、申し上げたインターネット調査でもう一つ気になりますのは、法改正の認知度についてです。法改正の内容を知っている（内容も含めてよく知っている、あるいは詳しい内容はわからないが、ある程度は知っている）と回答した方が全体の21%、特に総量規制の影響のある専業主婦の場合は15%にとどまっておりました。また、知っているという回答した中でも、知っている内要は上限金利が引き下げられることが大多数で、総量規制であるとか、収入証明の提出が必要になるといった内容については10%から15%程度しか認知されていないという結果となっています。ただいま申し上げた結果を踏まえて、協会としては4条施行時の混乱を避けるために、資金需要者の皆様が時間的余裕をもって事前の対応をしていただくべく、法改正の内容を事前に告知する準備を進めているところです。

次に13ページです。こちらは貸金業者の経営にとって非常に影響の大きい利息返還請求の実態ということで、上段はコストです。2006年、2007年度の引当金残高と利息返還等の金額合計を表しています。引当金は2006年、2007年とも約2兆円を積んでいます。2006年度では5,000億円を超える利息返還金と元本の毀損、2007年度ではほぼ1兆円に近い元本の毀損と利息返還金

を行っていることがお分かりいただけると思います。

下段が請求者のプロフィールで、請求者の特徴的なところは、左の円グラフのとおり、当初、返済困難になられた利用者の解決手段として利息返還金を考えていましたが、この調査の結果からは、正常返済先、あるいは既に残高のない完済されている方からの請求が半数を超えていることです。

続いて14ページは、利息返還金、取引履歴の開示の状況等についてまとめたものです。これらの申し出に対しては、法令及び協会の自主規制の中で、誠実な対応を協会員には求めているわけで、この実態を把握する目的で大手の10社にヒアリングやアンケート調査を行いました。その回答の中から数量的なところを抜粋して記載しました。記載の数値は直近の中間決算の平均1カ月当たりの合計です。回答結果はクレジットカードを含む大手10社ではばらつきが大きく消費者金融の4社合計を内訳で記載をしています。消費者金融においてはこれを4分の1にいただければ、各社の大体1カ月の平均処理数あるいは返還件数がうかがえるかと思いません。

また、各社においては専門の部署に、ここに記載の従業員を配置して、これだけの数に及ぶ開示請求や返還請求に対しての対応を行っているところです。

私からは以上です。ご清聴ありがとうございます。

○吉野座長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして日本貸金業協会の常務執行役の菊一様から、ご説明をお願いいたします。

○菊一常務執行役 日本貸金業協会の菊一でございます。引き続きまして私どもの協会における多重債務に係る取り組みについて、資料2によりご報告させていただきます。

表紙をめくっていただきまして2ページ目でございます。ご案内のとおり、私ども日本貸金業協会は改正された貸金業法の施行と同時に、平成19年12月19日に発足して、1年ちよつとたったところでございます。

協会は、貸金業者の業務の適正な運営の確保と、資金需要者等の利益の保護を目的として設立された貸金業法に基づく認可法人でございまして、貸金業界の自主規制機関として、資料にございますように自主規制基本規則の制定、協会員の法令遵守を初めとして、苦情処理・相談対応、広告審査・法務相談、協会員の監査の実施、協会員向け各種研修の実施、行政協力事務、広報啓発・調査研究など、多岐にわたる業務を行っているところでございます。

特に私ども協会は、全国単一の組織として協会員に対して非常に強い監督権限を持つ自主機

関でございます、協会員の業務指導、苦情処理・相談対応を行っているところでございます。自主規制については、貸金業法におきまして資金需要者からの苦情の解決に関する事項が定められていまして、苦情処理あるいは苦情が協会に直接入ることによって、トラブルになりやすい実情が把握でき、協会の監査・監督権限を有効に生かすことが可能となることや、これらの情報を協会員に還元することによって、業界全体としての業務品質の改善に資することができると考えている次第でございます。

3ページをごらんいただきたいと存じます。当協会の苦情処理及び相談対応に関する規則において、協会は苦情の申し立て、協力の要請、相談の申し出及び貸付自粛の要請に対し、誠実に対応し、公正、迅速かつ透明な解決を図るよう努めなければならないと規定しているところでございまして、業界がつくった団体ではございますが、処理については高い透明性によって、検証可能な状態に置くことで公正性を担保し、迅速に処理することにより、実効性を確保したいと考えている次第でございます。さらに、協会員に対しては、協会員は資金需要者等からの申し立て及び貸付自粛の要請に対して協会の行う対応に進んで協力し、その解決に努めなければならない、としている次第でございます。

実際の処理としては、苦情処理については協会員に対する苦情処理と、非協会員に対する協力の要請等に分かれています。また、相談については、相談者の話を聞くことによって信頼関係を築きながら、相談者が抱える問題の本質を見定めて、債務相談、一般相談、貸付自粛依頼・撤回などへのふり分けを行っています。債務相談とは支払い困難になった者への対応でございまして、助言や第三者機関の紹介等でございます。一般相談とは債務問題以外の相談で、登録業者かどうか確認したいとか、契約内容が不明であるとか、ヤミ金への対処方法がわからないなどの相談でございます。貸付自粛は資金需要者がみずから貸し付けを受けることを自粛する申告を協会に対して行い、協会はそのことを信用情報機関に登録する制度でございます。

4ページをごらんいただきたいと存じます。苦情申し立てを受ける際の対象でございますが、1つは協会員が資金需要者との間で行った業務に関して、法令に違反している疑いがあることを理由として、苦情を申し立てたお客様でございまして、例えば資金需要者が協会員から悪質な取り立てを受けているといったような具体的な紛争が生じているケースであります。この場合の法令等とは、貸金業法、出資法、犯罪収益移転防止法、刑法等でございます、貸金業法に限定していません。

2つ目は貸金業法に違反している疑いがあることを理由とする苦情の申し立てについて、個別の業務との関係で正当な利害関係を有する資金需要者等でございます。例えば深夜番組の広

告が子どもへ悪影響を及ぼしているなどの訴えで、協会員との間で具体的な紛争が生じていないケースがこれに該当しますが、この場合は貸金業法に限定していることが前提になります。

また、苦情及び相談の受け付けでございますが、協会本部の相談センター及び全国47の都道府県それぞれの支部に設置しました相談窓口が担当しますが、支部においては簡易な案件の処理を行い、難解なケースは本部の相談センターが対処することとしています。すべての相談案件は受理することを原則として対応を行っています。

また、協会の苦情処理委員会の機能でございますが、苦情対応において専門的知識を必要とする事案や違法性が明確な事案、また、内容が複雑難解で相談センターでの解決が困難な事案について、審議することとしています。また、相談センターの運営等についての相談支援も、機能の一つになっているところです。

5 ページでございますが、受け付け体制でございます。全国47の支部職員及び本部の相談センターの専門スタッフが対応しております。相談に必要な資格としましては、消費生活アドバイザーとか消費生活コンサルタント等、資料に掲げたような資格が考えられますが、相談センターではこれらの有資格者を複数名配置しまして、後ほどご説明します生活再建支援としての相談に対応しているところでございます。

特に金銭問題は必ずしも法律的な問題とは限りませんが、弁護士等がかかわる債務整理等の法律的な側面、それからファイナンシャルプランナーがかかわる家計管理的・経済的な側面、また、依存症の治療としての医療的カウンセリング的な側面の3つの面がございまして、それらを総合的にアプローチする必要があると考えているところでございます。相談員の質につきましては、研修等を通じて技術・知識の向上を図っているところでございます。

また、情報の発信・共有化においても、協会の機関誌やホームページによって、苦情やヤミ金被害の事例、統計データ等を発信しているところでございます。また、各地の消費生活センターを訪問しまして、協会の相談体制について説明をさせていただいています。相談センターでは、外部機関からの講師派遣の依頼にも積極的に対応してまいりまして、外部機関と連携を図っているところであります。

6 ページをごらんいただきたいと存じます。今、申し上げてまいりましたところのデータでございまして、昨年4月から12月までの9カ月間を対象としたものでございます。協会支部の相談窓口と相談センターに入ってきました受付け件数は、この9カ月で2万9,212件、受付けの方法では電話が97.9%とそのほとんどで、来訪は2%程度となっています。

このグラフのように、10月までの増加している要因としては協会員等による相談センターの

告知が進んだこと、それから協会ホームページが整備されたことが考えられますが、一方で、11月、12月と減少してきていますが、業界の傾向として、ボーナス月は減少するようがございます。その他、先ほど渡邊からご報告しましたように、会員数の急激な減少とか、契約率の低下、それから貸付動向の調査などから貸金業法が業界内でも浸透していますので、今後、量的にどうなるか、また、質的にも相談件数がどうなるのか、少し見通しがきかないところでございます。

7ページでございますが、相談の内容別です。協会設立当初は告知も十分でなかったこともありまして、件数としては余り多くありませんでしたが、現在は月平均3,000件を超えています。今、申し上げましたように増加傾向にあったわけでございます。内容としましては貸付自粛依頼・撤回に関するものの割合が一番多く、次に返済困難として相談されるもの、そして登録業者の確認といったものや、またヤミ金融の被害に遭ってしまい、金銭的な被害をこうむったというものや、あるいは金銭的な被害に遭う前にご連絡いただいたもの、こういったものの割合が多くなっています。

特に下のほうにヤミ金融・違法業者被害なしの項目がありますが、これは紹介料を請求されたとか、紹介料を払わなければならないのかといった金銭的な実際の被害をこうむる前の段階での相談でございますので、ヤミ金融等による被害を水際で回避することができたケースではないかと考えています。

8ページをごらんいただきたいと存じます。協会での対処結果ですが、協会の指導による処理、是正、助言が約67.6%、他機関への紹介が27.7%でございます。他機関への紹介の8,104件を対象として、債務整理等の直接的な相談機関としての紹介先としましては、弁護士会・司法書士会、クレジットカウンセリング協会、裁判所が中心となっています。

9ページでございますが、相談者の属性を見てもみますと、男女別では男性が51.9%、女性が45.5%(不明2.6%)となっています。相談者と債務者本人との関係を見ますと、債務者本人が69.6%で、配偶者や親族など本人の周辺の人々からの相談が30.4%となっています。このデータからも多重債務問題というのは債務者本人の問題にとどまらずに、周辺の方々の影響も大きいことがうかがえますので、これら周辺の方々へのアプローチ方法等の確立が今後、協会でも課題になるものではないかと考えている次第でございます。

10ページでございますが、協会員に対しては、協会の規則として広告審査に係る審査基準を定めていまして、この広告審査基準の中で当協会の相談窓口を案内することとしています。新聞及び雑誌広告へ掲載する際の記載例は資料のとおりでございますが、15ページをごらんいた

できますと、実際の広告のサンプルを掲載してございます。吹き出しで掲載例とありますように、広告の一番下に日本貸金業協会のマークつきで掲載されています。協会の審査で広告内容を承認するとこのマークの使用を認めるということになっていまして、その横に枠で貸金業協会の電話番号、これはナビダイヤルでありまして最寄りの支部に電話がつながり、支部がいつのときには本部に転送されるという仕組みでございます。

11ページに戻っていただきまして生活再建支援でございますが、相談への対応は協会の規則において、申し出人が健全な家庭管理をみずから行えるよう適切な助言をすることと規定していまして、債務相談を支援の形態別に債務解決支援と生活再建支援に分類しています。債務解決支援とは多額の借金を抱え、返済に困っていると、借金の整理方法を知りたいといった相談でございまして、債務問題解決に向けての助言とか、情報提供及び弁護士会等の相談機関を案内することで対処していますが、一方、生活再建支援は借金の整理はついたらけれども、家計管理が苦手だとか、ギャンブルなどがやめられずに再発の心配があるといった相談でございまして、基本的には心理カウンセリングをベースとした対応を行っています。

こうした生活再建支援については、協会の現在の取り組みは試行的取り組みとして実施していまして、本部の相談センターのみで対応を行っているところでございます。実際、実施に際しては心理カウンセリングスキルをベースとしての対応をしていますが、相談者が遠隔地の場合や電話による相談を希望する場合もございまして、相談者の利便性や要望を優先した、電話による対応が多くなっています。

次の12ページでございまして、昨年12月までの面接者数53人に対し、236回の面接を行っています。ほとんどのケースが問題の解決に至るまで複数回の面接等を必要とするケースでございまして、中には10回を超えるケースも見られます。

相談者が訴える問題は、そこに掲げましたように家族関係の改善、債務問題の解決、金銭感覚の改善、ギャンブル癖に関するもの、買い物癖に関するもの、浪費に関するもの、などの内容になっています。これらの問題への対処として、債務問題の解決を弁護士会等へ紹介することと並行して行う場合や債務整理を優先させるケースなど、相談者の状況に応じて行っているところでございます。また、相談者と債務者の関係では債務者本人が17人、配偶者21人、親族15人となっておりまして、また、年齢別でも30代が10人、60歳代が9人、40歳代8人という状況でございまして。

13ページでございまして、相談の進め方としましては相談者との間に信頼関係を築きまして、相談者が抱える問題を明確にしながらか解決策を検討し問題解決のための情報を提供できるまで

の過程を、そこにお示ししました相談ステップに基づいて支援を行っているところでございます。

14ページでございますが、協会の規則において債務整理については弁護士法との関係もございますので、相談者から事情をよくお聞きした上で、②でございます団体を紹介しています。今後、これらの団体との情報交換を緊密に進めながら、連携をさらに深めてまいりたいと考えているところでございます。

16ページでございますが、普及啓発活動につきましては、当協会としましては多重債務者発生未然防止等の観点から、契約、利息、返済の仕組み等、金融に係る知識の普及啓発活動に積極的に取り組んでいるところでございます。あわせてヤミ金融等違法業者に対する被害防止のための注意喚起や協会の相談センターの認知促進にも努め、資金需要者等の利益の保護に資するべく、取り組みを続けているところでございます。

17ページにその実例を紹介しています。新聞、雑誌等での広告展開、ルーツ制作及び活用、出前講座の開催等、広く効果的な手段によって、金融に係る知識の普及啓発に取り組んでいるところでございます。次ページ以降で各項目について解説していますので、ごらんいただければと思います。また、お手元に4つほどパンフレット、ポスターを用意していますので、これもあわせてごらんいただければと思います。

私からの報告は以上でございます。

○吉野座長 菊一常務執行役、どうもありがとうございました。

引き続きまして、多重債務者相談の状況につきまして、事務局のほうからアンケート結果のご報告をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○小野信用制度参事官 それでは、お手元でございます、右肩に資料3-1と書いてございます「財務局及び地方自治体における多重債務相談の状況について」、そのアンケート結果を統計的にまとめたものにつきまして、結果とそこから読み取れるものについてご説明させていただきたいと思っております。

1ページおめくりいただきまして2ページ目でございますが、もともと多重債務問題改善プログラムの中で、各施策の進捗状況のフォローアップを行うに当たりまして、特に各自治体の対応状況については定期的にアンケートを実施して確認する旨を規定してございまして、この関係で財務局、そして地方自治体における多重債務者向けの相談窓口の相談状況につきまして把握するため、平成19年度下半期のアンケート調査と同様に20年度上半期、都道府県、市区町村に対しましてアンケートを実施いたしました。また、20年4月にご承知のとおり、私どもの

財務局のほうにも多重債務相談窓口ができましたので、今回からは財務局につきましても調査対象としたところがございます。

今回の調査対象期間はここに書いてございますように、平成20年4月1日から平成20年9月30日ということでアンケート票を送付いたしまして、ご記入いただいておりますということでございます、すべての財務局、それからすべての都道府県、すべての市区町村、100%回答いただきました。この場をおかりしまして御礼申し上げたいと思います。この結果につきまして3ページ目以下にご説明しています。

3ページ目を開いていただきますと、まず、一番身近にある都道府県、市区町村に相談窓口の設置をとということで、多重債務問題改善プログラムの中で掲げられているわけでございますけれども、ここに書いてございますように、都道府県につきましては平成20年3月時点で、すべて多重債務窓口が整備されているところがございます。既に全都道府県で設置済みということでございます。

一方、市区町村につきましては20年9月末現在で1,630市区町村、約90%で相談窓口が設置済みということで、その半年前、20年3月のときは84%でございますから、整備がさらに進んでいるということがございます。さらに、その中でも常設の相談窓口を設置している市区町村につきましては、平成20年3月末については1,162市区町村だったところ、9月末には1,402市区町村に大幅に増加しているところがございます。また、相談に従事する職員の総数につきましては、財務局には44名を配置しておりますほか、市区町村につきましては相談に従事する職員の数が大幅に増加している状況でございます。

次に4ページ目でございますが、やはりよく言われますのは他部門間との連携、例えば徴税部門とか、そういうところとの連携が非常に重要だと言われておりますけれども、そういう他部門間との連携はどうかということにつきましてアンケートをとったところ、自治体の内規でも連携を明記しているところ、また、事実上、お互いに連絡を取り合っているところ、そういった実質的に連携が取れているところも加えますと、現在では都道府県は47都道府県すべて、そのような連携体制ができ上がっていると。市区町村では658市区町村ができているということで、都道府県、市区町村ともに連携体制の整備というのが増加傾向にあるということが見てとれるかと思えます。

次に5ページ目でございますが、相談件数がどうなっているかということでございます。平成20年4月以降からの毎月の件数を財務局、都道府県、市区町村に分けてございますが、見て明らかなように、9月に相談件数が増加しています。やはり先ほどの貸金業協会からの報告で

も9月、10月と伸びておりますので、いろいろな理由が考えられると思いますが、やはり、ひとつ言えるのは、本年はご承知のとおり、多重債務者相談強化キャンペーンを9月から実施しており、その際、9月以降、全国の金融機関にご協力いただいてポスターを配布しておりますので、こういった広報活動の成果があらわれたのではないかと考えております。

なお、20年度上半期の件数を見ますと、下のほうに書いてございますように財務局が3,457、都道府県が2万5,000、市区町村が4万8,000ということで、平成19年度下半期と比べて、数字だけを見ますと都道府県と市区町村の件数が、それぞれ減っているように見えますけれども、これも確かなことはわかりませんが、単純に財務局と都道府県と市区町村の20年度上半期の合計を足しますと全部で7万7,672件でして、19年度下半期の都道府県と市区町村の合計が7万7,326件ということで微増ということになっておりますので、多分、財務局の窓口の設置に伴い、そちらのほうに相談に来られた方もいるのではないかと。ですから、都道府県と市区町村の相談件数が減ったということには必ずしもならないのではないかと、そういうふうにも読めるのではないかとこのように分析しているところでございます。

次に6ページ目でございますが、6ページ目以降は、今度はどういう方が来ているかという相談者のプロフィールでございますけれども、まず、男女別に見ますと、先ほどの協会と同じような分析でございますけれども、やっぱり男性の方のほうが多い傾向にあると思います。

また、次の7ページ、今度は年齢で分析してみましたが、年齢で見ますとやはり30代が一番多くて、40代、50代、60代もやはり多いということでございまして、30代以上でほぼ全体の8割を占めていると。ただ、不明というのが11.8%もございますので、この不明を抜いたところで年齢のわかっている方だけ、つまり10代、20代、30代、40代、50代、60代の方々を足し合わせてシェアを見て、実は、お手元にはございませんけれども、私のほうで電卓をたたいて20年度上半期と19年の下半期でどうかと違いを分析してみましたが、著しい差異はないんですけれども、ちょっと気になるところだけ言いますと、40代のシェア、ここの数字を不明を除いて純粹にわかっている人たちだけの構成で見ますと、19年下半期が20.9%であったのに対し、20年上半期は22.1%と増えています。

また、60代の方のシェアが20.8%になるんですが、これを前の19年度下半期と比べて見ますと、18.7%でありましたので、40代、60代が上がっているのかなという傾向、これをどう見るか、やはりいろいろ景気の影響などあるのかとも思いますが、そこが若干気になることと分析しているところでございます。

次に、今度は職業の分布でございます。8ページでございますが、職業の分布でございます

けれども、やはり圧倒的に給与所得者のシェアが高いということになっておりますが、ただ、若干気になるところでは一番左端の無職の方のシェアが18.2%になっております。先ほど申し上げましたように、これもやはり不明が13.1%もありますので、これを除いたところでどうかというふうに、同じように足し合わせて電卓で計算してみました。これについてはそれほど著しい傾向はありませんが、給与所得者でございますが、不明を除いたところのシェアで計算してみますと、19年度下半期が59.6%に対して20年度上半期は60.4%ということでやはり増えております。同じく無職の方も19年度下半期が20.2%に対して20年度上半期が20.9%ですから、0.7ポイントでございますけれども、増えている。やはりこのところの不況の影響とか、いろいろ出てきているのかもしれないというところがここからも読み取れるところでございます。

次に、ページをおめくりいただきまして、今度は相談者の方が抱えていらっしゃる借金がどのくらいあるのかというところが9ページの表でございます。これも表を見ていただければ明らかかなように、やはり300万円以下の方ではほぼ4割を超えているという状況、100万円未満、それから200万円未満、300万円未満のところでは4割を超えております。他方、今度は500万円以上という方も12.9%いるというところでございます。

これも不明が29.2%もありますので、ここを除いたところで同じように19年度下半期と20年度上半期を比べて、電卓でたたいて調べてみますとやはり同じことが言えまして、300万円以下のところがやはり19年度下半期からしても増えていると。すなわち19年度下半期の300万円未満の借金を抱えている方が58.4%に對しまして、20年度上半期が60.9%に増えておりますので、やはり300万円のところは増えているのかと。同じく500万円以上というところが19年度下半期が17.1%であったのに対して、20年度上半期が18.2%になっておりますので、やはりこの2つの部分で増えているような傾向にあるのかなというところがございます。

次に10ページでございますが、今度は借金をしたきっかけでございます。借金をしたきっかけにつきましては、やはり一番多いのが低収入・収入の減少が多く占めておりまして、商品・サービスの購入とか、ギャンブル・遊興費が借金のきっかけになったのは、相対的に少ないというふうになっています。また、一方で事業資金の補てんというのが多重債務の借金のきっかけになったという場合も、4,000件ほど存在しているところがございます。

これにつきましてもこの一番下にありますその他不明というのが非常に多くございますので、ここを除いたところで先ほどと同じような手法で分析してみますと、19年度下半期では、借金をしたきっかけが低収入・収入の減少、生活費、教育費等の不足というのが47.3%だったのが、20年度上半期には52.8%になっているということですので、やはり先ほどの説明と大体

整合的に、即ち、経済が今非常に厳しい状況というのがこういうところに反映されているのではないかというふうに推察されるところでございます。

それから、次に11ページでございますけれども、相談の延べ時間でございますが、やはり、都道府県、市区町村、財務局、ともに電話の相談が圧倒的に多うございますので、どうしても時間が30分未満というのが多くなっておりますが、ただ、これもこれだけ見るとまだ依然とした30分未満が多いんですが、シェアを見ますと19年度下半期の30分未満のシェア53.3%に對しまして、20年度上半期は46.4%に下がる一方、30分以上1時間未満というところは、19年度下半期が27.3%で、20年度上半期は29.1%まで上がってきますので、手厚い相談と申しますか、相談時間も全体としては伸びてきている、そういう傾向にあるところでございます。

次に今度は相談者の年収でございます。相談者の年収は12ページでございますけれども、やはり年収100万円未満の方が圧倒的に多くて、年収が上がるごとについて人数は減ってきている傾向にございます。ただ、1,000万円以上の方でも多重債務に陥っている例も、ここにございますように147件あるというところでございます。この統計は20年度上半期からとり始めましたので、大変残念ながら19年度下半期のデータがないため、比較することはできません。

いずれにしましても、20年度下半期の調査に今とりかかっていますので、先ほど申し上げました幾つか気になる点も含めてフォローして、この春にはとりまとめまして、有識者会議の委員の皆様にご報告させていただきたいと思っております。こういった傾向を引き続き注意深く追っていきたいと思っております。

それから、13ページは都道府県、市区町村がどういう多重債務者相談に係る広報活動を行っているかという例でございます。地方自治体が行っている広報活動の例としては、チラシ、リーフレットの作成、ウェブサイトやメールマガジンへの掲載、または広報誌への掲載などが挙げられています。また、特に市区町村ではケーブルテレビですとか、有線とか防災無線などをうまく利用して広報活動を行っているという、そういう例もあるところでございます。また、特別な取り組みといたしましては、やはり無料相談会の開催というものとか、夜間、土日の相談窓口の開催、あとは市区町村や関係機関と連携構築などの例が挙げられております。

次に最後のページでございますが、多重債務相談業務についての現状の問題点、今後についての意見についてお聞かせいただいたところでございますけれども、まず、財務局からはやはり相談窓口の周知が不十分だと、昨年4月から始めたということもあるのですけれども、積極的な広報が必要という意見や、最初はなかなか相談に来ていただけなかったけれども、8月ごろから広報活動を一生懸命やったところ、非常に相談件数が増えたという、そういう成功例と

ということで、いずれにいたしましてもやはり広報活動の重要性に関する意見が多数寄せられたほか、今後、まだ始めたばかりでございますけれども、国、財務局と地方自治体と連携を強化すべきだとか、債務整理をした後の相談者の方へのフォローの必要性が大事だというような意見が寄せられたところでございます。

また、都道府県からは市区町村での相談体制、市民、国民の皆さんの一番身近にある市区町村での相談体制の充実のためのバックアップをしていく必要があるとか、窓口の存在の周知の必要性、それから先ほどの財務局と同じで、債務整理後の相談者のフォローアップが重要だというようなこと、さらには相談体制の充実のための国からの支援という要望が寄せられております。

また、市区町村からは相談体制の整備、それから関係機関、関係部署との連携がまだ遅れているというものがございました。また、相談職員、担当職員への研修をぜひ充実してほしいですとか、若手層、若年層に対する金融教育、あとは警察と連携したヤミ金対策に取り組む必要性等につきまして、意見が述べられているところでございます。

こう見ますと、やはり全国各地で多重債務相談の窓口の整備は確かに進んでおりますが、今後、課題としましては財務局、都道府県、市区町村との間の連携、それから先ほどから出ております債務整備後のフォローアップ体制の整備について、今後、さらに課題があるのかと思います。また、借金で悩んでいる方をいかにして相談窓口に導くかということにつきまして、さまざまな媒体を使って積極的に広報活動を行っていくということが、重要であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○吉野座長 どうもありがとうございました。

それでは、これまで3つのご報告、ご説明がございましたが、どなたからでも結構ですけれども、では、池尾委員、どうぞ。

○池尾委員 最初のご説明の中にあつた総量規制導入の影響について、ちょっとお伺いしたいんですけれども、半数から4割ぐらいの既存の借入者が総量規制に抵触するというご説明だったと思うんですね。そうすると、ちょっと確認ですが、総量規制の実施のタイミングはいつでしたっけ。

○小野信用制度参事官 法令において施行日から2年半以内と規定されておりますので、来年6月までには実施されることとなります。

○池尾委員 2010年6月ですね。そうすると今から1年半ぐらいですね。総量規制に抵触して

いる借入者に関しては、総量規制が発動された段階においては、どのようなアクションが貸金業者の側からとられる可能性があるのかという点、減らさなければいけないわけですね。そうすると、その分をいきなり返せというふうな話になるのか、だから、お伺いしたのは1点目は貸金業者側からどのようなふうな対応がとられると予想されるかという点、それから、そういうことを含めて2番目として残された時間が1年半だとして、どのような対応とか対策、政策を貸金業協会としてこういうことをやるというだけじゃなくて、ほかの関係のいろんな部門に対して、どのようなふうな対策をとることが望まれているというふうにお考えかとか、そのあたりのことをちょっと協会の方にお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○吉野座長 渡邊常務執行役、お願いいたします。

○渡邊常務執行役 まず、最初のどのような対応をとるかという点でございますが、4条が施行されますと、当然、年収の3分の1を超えた貸し付けは過剰貸付として業者は処罰されます。したがって、協会員はそれ以降、年収の3分の1を超えていることが判明していれば貸さないという対応をとります。当然、お客様とのことですので、全額返せというような不誠実な対応はせず、借入額の合計が年収の3分の1以下になるまでは返済のみのお取引をお願いいたしますということを、お客様に説明することになるかと思えます。また、協会としてもそのように指導していきたいと考えています。ただし、廃業などにより協会を退会する業者も多く、こういった業者の指導は難しいと思えます。

2つ目のご質問について協会としましては、今から1年半ほどの間に、総量規制の内容を、影響の可能性のある方にご理解いただき、事前に借入額を減らしていただく努力を時間をかけて実施していただけるよう、利用者への事前告知が重要だと考えております。

○池尾委員 協会としてはそうだとわかってはおりますけれども、我々としてそれではちょっと問題がそれで……。

○吉野座長 本当に解決するかどうかですね。

○池尾委員 コントロールできる範囲におさまるとちょっと思えないので、さまざまな形のゆがみだとか、ひずみを引き起こして、ある種、また非常に困った事態を惹起しかねないリスクが高いと思うんです。

○吉野座長 貸しはがしみたいな形になって……。

○池尾委員 そこについてやっぱり対応、対策をもっときちっと考える必要がこの会議としてあるんじゃないかということですが。

○宇都宮委員 今の点ですけれども、まず総量規制の導入は法律の条文上は来年6月というふ

うになっていますけれども、再三、貸金業法の改正のときに政府の答弁は公布から3年をめどというふうに答弁されていると思いますので、改正貸金業法の公布から3年というのはことし12月になりますので、その辺、我々としてはことし12月に向けて完全施行の準備をされていると思っていますけれども、その辺はどういう対応をされているかお聞きしたいということと、それから、今の池尾委員の言われたとおりで、自然に任せておけば年収の3分の1を超えて借りている債務者がかなり残る可能性がありますので、ことし12月と考えるか、来年6月と考えるかの違いはありますので、相当、今行われている多重債務者の掘り起しとか、適切な相談窓口の誘導というのを相当急ピッチでやる必要があるんじゃないかと。

そうすると、今までの広報とか、それも掘り起こしの広報を徹底してやることは必要なんですけれども、きょうは資料が出ていませんけれども、前回、前々回で全情連の資料で5社以上の借り入れの債務者というのは、かなり100万人を切って大幅に減ってきているんですけども、3社とか4社というのはかなりまだ横ばい状態なんです。この辺の債務者を、利用者をどうして掘り起こすかというのは、もう一段の工夫が必要なんじゃないかと思います。

その辺でこの前、日弁連多重債務対策本部で静岡の徴税部門の職員の方を呼んでお話を聞いたこともあるんですけども、ただ、広報をして相談窓口に来るのを待つのではなくて、多重債務者の多くが公共料金とか税金等を滞納していますから、滞納の督促をするときに、こういう窓口があるということの効果的に広報することによって、掘り起こしをやられているというようなことを聞いて、かなりそういう工夫も必要なんじゃないかと思いましたので、必要があれば、この有識者会議でもヒアリングを行っていただきたいと思います。政府の多重債務者対策本部としても多重債務者掘り起こしの指導を徹底しないと、ただ、広報してお客さんが来るのを待つだけでは、なかなか厳しいんじゃないかと思いますので、ご検討をよろしくお願いしたいと思います。

○吉野座長 ありがとうございます。

やはり貸金業協会としてはソフトランディングといいますか、そういうことに関して何かご意見があればいただきたいと思うんですけども、どちらか。

○菊一常務執行役 先ほどもご説明申し上げましたように、私どもは当面広報活動に重点を置いています。また、各都道府県で警察の方も関係していろいろなヤミ金融対策や、オレオレ詐欺等の防止対応でいろいろ集まりがございますので、そういうところへ積極的に参加させていただき、私どものパンフレット等を積極的に活用していただくことをお願いしている状況でございます。それ以上のことは、今のところ知恵が出ていないのが現状でございます。

○吉野座長 最初の池尾先生のご意見の総量規制の場合に、現在の全情連なり、情報データがどれくらい管理されていて、それで名寄せがどれくらい行われて、現状として3分の1ぐらいはどれくらいの人がいるかというのをまず把握することが必要だと思いますし、それから次におっしゃいますように、2010年6月あるいは2009年12月ぐらいから急に3分の1に下げられるとまた大変なことになりますし、そういう意味ではどういう形でそこに持っていくか、あるいは現状、もう3分の1以上借りている人に対してはどうするかという、これから新しく借りる人に対しては3分の1以上は困るというのはできると思うんですけども、現状、多重債務に近い方々にどうしていくかというのは、ここでまた考えていく必要があるように思いますけれども、ほかにいかがでしょうか。

○吉野座長 最初の池尾先生のご意見の総量規制の場合に、現在の全情連なり、情報データがどれくらい管理されていて、それで名寄せがどれくらい行われて、現状として3分の1ぐらいはどれくらいの人がいるかというのをまず把握することが必要だと思いますし、それから次におっしゃいますように、2010年6月あるいは2009年12月ぐらいから急に3分の1に下げられるとまた大変なことになりますし、そういう意味ではどういう形でそこに持っていくか、あるいは現状、もう3分の1以上借りている人に対してはどうするかという、これから新しく借りる人に対しては3分の1以上は困るというのはできると思うんですけども、現状、多重債務に近い方々にどうしていくかというのは、ここでまた考えていく必要があるように思いますけれども、ほかにいかがでしょうか。

では、本多委員、どうぞ。

○本多委員 全国クレ・サラ被連協、本多といいます。

きょうのご報告をいただきましてちょっと感じましたのは、貸金業協会の現状についての資料1の13ページなんですけど、利息返還請求の実態ということで、利息の返還引当金額がこれを見ますと1兆9,327億円ですよね。実際に返還された金額が5,259億円ということになるようなんですけれども、私どもは利息制限法を超える利息は不当利得ですから、直ちに返してくださいということで運動もしているわけです。貸金業者側は既に引き当てをしているわけですよね。引き当てていながら、実際には私たちはできれば進んで返してもらいたい、既に過払いになっているわけだから、返していただきたいというふうに思っています。

これは国会の06年の貸金業法改正についての審議の中でも、私は参考人質疑の中で述べておりましたし、アイフルの社長さんも参考人質疑では過払い金返還については、本人の請求があった場合、要するに弁護士、司法書士だけではなく、本人請求があった場合でも誠意をもって

対応させていただきますという答弁がありましたけれども、現実的な対応としては進んで返すどころか、10年以上前のやつは時効だから返さない、これはつい最近、最高裁判決もあって、時効説というのは多分なくなるというふうには思いますけれども、実際に今の貸金業者の利用者数は1,100万人と出ていますけれども、2年前の当時では1,400万人があって、利用者のプロフィールですけれども、10年以上取引を継続している人が30%いると言われていましたね。

利息制限法に基づく計算引き直しをすると、ほぼ7年以上取引している人はほぼ過払い、元本はゼロになり過払いになっている可能性がある。としますと、過払い金を返還請求できる人は500万人近くいるんじゃないかというふうに思うんですが、利息返還金を受けた人の何人ぐらいが返還を受けているのか、わかっただけでぜひ教えていただきたいというふうに思います。

特に13ページの資料で延滞先の方が45%いるんですね。支払いが困難で滞って苛酷な取り立てを受け悩んでいる人たち、実はその中で過払いがあるんだということになるわけなんですけれども、1日でも支払いがおくれると苛酷な取り立てがあって、職場にまで連絡があるとかとあって、それを悩んで本当に自殺まで考えてしまう、あるいは青木ヶ原の樹海まで行ってしまおうという方々の相談を私たちが受けている実態から見て、少なくとも過払いになっているような人には一切取り立てはしない、請求しないというぐらいの指導は、進んで返すというのが私は筋だと思いますけれども、少なくともそこまでは貸金業協会側としても、ぜひ指導をしていただきたいというふうに思っています。

実際に、貸金業協会のほうに過払いになっているような方が相談に来たときに、実際、どういう対応、弁護士会とか司法書士会の相談機関に振るというふうに言っているんですが、実はあなたは過払いになっているから返す必要はありませんよ、過払い金返還請求されたらどうですか、そういう立場で弁護士会なり、司法書士会に相談を振っていただけるなら、大変ありがたいと思うんですが、その辺の相談に来られたときの対応なんかはどうされているのかというふうにお聞きしたいですね。

といいますのは、借金が残っていても、かなり減額して分割して払うという方法がありますよというような形で、戻されたりなんかしているんじゃないかなという気がするんですが、それが過去にあったものですから聞くので、そのあたりはどのような対応をなさっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○吉野座長 それでは、菊一常務執行役、お願いいたします。

○菊一常務執行役 過払い金返還請求という形でダイレクトに来る件数は、窓口で統計を明確にとっていないので正確には申し上げられませんが、私どもに入る相談は、過払いかわからな

いけれども、対応をどうしたらいいかというお話が多く、その段階でよくお話を聞くということとしています。その中で過払いの問題なども出てくることは往々にしてございます。そういう場合、債務整理が優先される場合であれば、弁護士会などをご紹介申し上げるという手順になってまいります。

また、次に過払い請求絡みで多いのが請求に業者が応じないということもありまして、これはある程度、過払いのことを意識されておりますので、私どもはよくお話を聞いた上で、取引業者のほうにもなぜ過払い請求に応じないのかというようなことを問い合わせを行い、その後、何度か相談者と当該業者との間を電話のやりとりでつなぐことによりまして実態が明らかになってきます。私どもとしては弁護士法との絡みもございまして、弁護士会なり、司法書士会、法テラス等を紹介し、相談するよう誘導をしております。

○吉野座長 先ほどのご説明で資料2の7ページを見ますと、相談内容の分類という表がございまして、下から3行目に過払い金に関する相談内容というのが20年8月から集計が始まっているようでございますけれども、これを見ますと一番右ですけれども、構成比で見ると2.3%ぐらいですから、低いようではありますけれども、やはり過払い金でのご相談というのは出てきているんだと思います。ありがとうございます。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 今の件に関連してですけれども、被害者が今後、ヤミ金とか、いろんな形で苦しまないためには、やはり過払い金の請求ができるということをきちんと伝えて、検討してもらおうということが非常に大事だと私は思っております。ところが、「判例が出たから、それに従わないということ自体がおかしい」とか、「貸し渋りが起きるのは金融検査マニュアルのせいである」とか、「過払い請求で事業者が困り、ひいては日本じゅうでお金が回らなくなるから、貸金業法の改正は間違いで、さらなる改正が必要である」と、こういうことを言っている方々を貸金業協会の有力な会員である事業者の方々がさまざまな手段で会員誌であるとか、テレビであるとか、そういうところで宣伝といいますか、主張をサポートしておられるようなんですけれども、そういう会員の方々に対して、自主規制機関としての協会さんはどういうふうな立場でいらっしゃるのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○吉野座長 いかがでしょうか。

○菊一常務執行役 私どもは自主規制基本規則の中に、過払い金についてはお客様との間で確定すれば、誠実に対応するように規定がございまして、有力会員が公の席でそのようなことを公言しているということは承知していません。少なくとも協会の理事会、自主規制会議等で、

そのような発言はなく、むしろ誠実に対応するということを強調しているところでございます。

○吉野座長 高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 会員の方がご自分の名前でやるわけではなくて、いろんな手段を使って代理的にいろんな有力者の方、政治家も含めてご主張させているという現実は、多くの方がご存じのことだと思うんですね。とすると、自主規制であるならば、「そことは全く我々は関係ないと、私たちはやはり一層の被害者救済のためにきちんとやっているんだ」ということをここで言うだけで、非常にありがたいなと思っています。やはり過払い金の返還請求ができるということ自体を知らない人がまだまだたくさんいるという事情ですので、そういう話が出てきたら司法書士さんや弁護士さんに慎重につなぐということではなく、そこをもっと積極的にやっていただかないと、我々が業法改正でいろいろねらったことの効果が出てこないというふうに思います。

○吉野座長 本多委員、どうぞ。

○本多委員 今の高橋委員のご発言に関連してちょっと発言なのですが、過払い金返還についての進んで返還というのを業界にお願いをしても、多分、無理なんじゃないかな。むしろ、この有識者会議の意見あるいはこういうものを踏まえて、金融庁のほうから強力で貸金業者に対する指導・勧告というものをしていただきたいなというふうに、ぜひ議論していただければありがたいと思います。

○吉野座長 いかがでしょうか。宇都宮先生。

○宇都宮委員 先ほどの総量規制の関係で、またちょっと質問と意見を申し上げたいと思いますけれども、何回か前の有識者会議でちょっと資料を出したと思いますけれども、直接名前を出せばSFCGなんですけれども、これも多分、日本貸金業協会の会員ではないかと思うんですけれども、最近、期限の利益を喪失したとか、それから担保割れしたということで、一括請求をかなり繰り返しているんですね。

これに関しては弁護団等がいろいろ相談をやりまして、期限の利益を喪失したというような事情はないし、担保割れの条項もとっていないので、非常に不当な請求だということで行政処分の申し立てとか、場合によればこの前は刑事告発もなされているんですけれども、こういう苦情が協会にもかなり来ているんじゃないかと思えますけれども、こういう業者に対してどういう指導をされているのかということと、先ほど総量規制が導入されたときに、貸しはがしが起こるんじゃないかというようなのもちょっと危惧されました

ので、こういう点についての的確な指導をやっていただかないと、同じ状況を追随する業者が出てくるんじゃないかと思います。

それから、総量規制の導入で年収の3分の1を超えて既に借り入れをしている債務者に関しては、いずれにしても行き場がなくなると、それをまたヤミ金がターゲットにする危険性がありますので、先ほどの協会の相談内容を見ますと、かなりヤミ金の関係の相談も受けておられるようですけれども、こういうヤミ金の相談があった場合に、どういう指導をされているのか、あるいはその関係で警察との連携等はどのようなふうにとられているのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○吉野座長 最後のSFCGは金融庁の方、それとも協会の方、どちらでもお願いいたします。

○菊一常務執行役 協会の対応についてご報告を申し上げますが、SFCGにつきましては8月から先生おっしゃるように協会にも苦情が急増しまして、私どもとしては、その内容について当該社にいろいろ実情を聞き、個別の苦情に対しても事情を聞くということをしておりました。件数も大変多くなってきましたので、協会の権能の一つである会員の監査の発動も含めて、現在、調査を続行しているところでございます。この問題は個々の案件ごとにいろいろな個別の事情があり、また、SFCGは大きな会社でもあることから、苦情の件数も大変多うございますので、協会としては調査に時間がかかっているという状況でございます。

また、ヤミ金の相談でございますが、まずお話を伺っている中で、ヤミ金だということがわかるわけでございます。そのときの相談者の状況で非常に危ない、逼迫しているような状況でございますと、私どもはお客様の所轄の警察に私どものほうから直ちに連絡をするということもやっております。

貸しはがしにつきましては、渡邊のほうからお話し申し上げます。

○渡邊常務執行役 今後の対応になろうかと思えます。先ほども申し上げましたとおり、会員に対しては、協会としては、第一義的には法律を守らせるという大前提がございますので、3分の1を超えている方に融資をさせない対応が求められています。その際に貸しはがしになるような対応はとらないよう指導をしていくということになります。

○吉野座長 先ほどのずっとデータ、ご説明を伺っていますと、やっぱり規模が縮小して、貸金業会からの貸し出しが相当減ってきているわけですが、これだけ経済が悪いところで、これまで借りられていた方々がどこに行っているか、そういう方々がヤミ金に流れているといけませんし、どういうふうにごらんになっていらっしゃるでしょうか、

○渡邊常務執行役 先ほども申し上げた消費者向けのネット調査では借入ができない状況にな

った場合の行動について質問もしています。この回答では、生活費を切り詰めるという回答が多かったと記憶しています。また、知人、友人に借りるといような回答もあったかと思いません。やはり、今、座長が危惧されているようなヤミ金についても、貸してくれなければヤミ金でもという回答もあったのも事実ですが、割合的には12%程度だったと記憶しております。

○吉野座長 では、野村先生、どうぞ。

○野村委員 既に論点は出ているわけなんですけど、総量規制になる、あるいは総量規制に向けて、だんだんこれから問題が顕在化してくるだろうと思われるのが貸しはがしの問題だと思います。しないように指導するというのではなかなか解決にはならず、恐らく借りている人は法改正の内容がわからないので、3分の1を超えて借りている人たちは返さなければいけなくなるんですよと業者の人に言われたら、当然、そこで借り続けることはできなくなるんだという形でのメッセージが伝わってしまうということだと思っんですね。

そうすると、だれが一番最初にデフォルトを起こしそうな人から貸しはがすかという競争になってしまうというふうな、そういう状況が懸念されます。今後は3分の1を超えては貸せないという話で、既に借りている人たちの借金の総額を直ちに3分の1におさめるという制度ではありませんので、そこをまず周知徹底させないと、大混乱が起こるんじゃないかなというふうに思います。これはもちろん法制度を所管する金融庁のほうからも、きっちりメッセージを出していただく必要があると思いますが、協会のほうとしても今回の総量規制というのは、これから貸せなくなるという話なんだということを借りている方々にちゃんとお知らせしていただかないと、業者の口を通じて誤った情報が伝わってしまう可能性がありますので、ぜひその辺を試みていただければというふうに思います。

ただ、もう一つ懸念されますのは、どうしても自転車操業的な形になっていて、あるところが期限が来ると、他から借りて返すという形にどうしてもなるわけなんですけど、その仕組みが止まるわけですね。これに対しては、やはり激変緩和という形で、一時的に何かお金が出るといようなことが考えられないのかどうか、資金がショートすることによって、大変困ってしまう方々が出るということが想定されるわけなんですけれども、これにどういうふうな資金の提供者がいるのかということをやっぱり想定しておく必要があると思います。

これがいなければ、結局、ヤミ金が出てくるということだと思っんですけれども、ちょっと長くなって恐縮なんですけど、やや懸念されますのは、最初のほうのデータでかなり急激に貸金業者の数が減っているわけですね。この方々は一体、今、何をやっているのかとか、どこに行っているのかという問題もあろうかと思っんです。お金をある程度持っているんで、貸そうと思

えば貸せる方々なんです、表の世界ではなかなか仕事ができないということであれば、どこかにそのお金を持って別の商売を始めるとことは十分考えられるわけなので、そのあたりのところをきめ細やかに見ていただく必要があるかなというふうに思います。

その点でちょっとご質問なんです、恐らくフォローはされていないと思うんですけども、かなりの仲間の方々が減っておられるわけなんです、急激に減っている方々がその後、どういふふうなお仕事をされておられるのかとか、そういうフォローアップみたいなことは、協会のほうではされておられるのでしょうか。

○菊一常務執行役 協会としては、フォローアップはしておりません。実務的にフォローすることは困難と考えています。

○吉野座長 野村先生、それから池尾先生、もう一度お願いします。では、先……。

○野村委員 私はやはり懸念されますのは、常に金融村にはある話ですけども、あるところで規制が及ぶと、いつの間にか海外にその人たちが行って、昔、聞いた名前の方が別の悪いことをやっているかということが時々あるわけでありまして、一たん、味をしめればどんどん悪いことを続けるという人たちはいますから、ちょっとややビジネスチャンスのように、これから来年6月に向けて資金を提供する人たちが出てくる危険性があるというふうに思いますので、ぜひ見ていただければと思います。

○吉野座長 では、池尾先生、どうぞ。

○池尾委員 今、野村さんがおっしゃったことに関連ですけども、実質的な満期というか、満期限の長さってどれくらいになっているのかということですよ。だから、実態として非常に10年以上借りていたりするわけだけども、10年契約で借りているわけではなくて、例えば3カ月とかで借りているわけですよ。そうすると、新規に3分の1以上貸せないというのは満期限が来れば適用されていくことになるわけだから、既存の借りている部分は例外ですよという話には全然ならないので、実態的に見たときの満期限というか、回転期間というのは何カ月ぐらいの契約になっているというのが実情かということが、正確な値でなくて結構ですけども、何かわかりませんかという質問なんですけれども、

○吉野座長 いかがでしょうか。協会のほうではそういうデータはとっていないかもしれないですね。

○渡邊常務執行役 はい。まだ、そこまでのデータは協会ではとられておりません。

○吉野座長 やはりアンケート調査するときに、そういう項目も加えていただいて、フローの額とストックの額で平均的には出せるとは思うんですけども、実態がどれくらいかというこ

とがあると思いますので、それから先ほどのように総量規制に向けて野村先生のご意見のように、既に借りている人に対して、業者に対してやっぱり周知徹底してやると。過払い金に関しても協会のほうのいろいろな広報を通じてやっていただくというのは、ぜひ重要だと思いますのでよろしく願いいたします。

では、引き続いて宇都宮先生、どうぞ。

○宇都宮委員 今まで議論がありますように、改正貸金業法の完全実施に向けて、やっぱり総量規制の導入に伴う混乱が予想される。それに対する対応をしなければいけないということと同時に、皆さんご承知のとおり、最近のアメリカの金融危機に伴う世界同時不況、それでかなり派遣切りとか、そういうところで失業者も出てきています。ちょうど今から10年ぐらい前、1997年から98年にかけて日本国内の山一の倒産とか、拓銀の破綻なんかが、あのときは日本国内の不況だったのかもしれませんが、一気に97年から98年にかけて自殺が2万人台から3万人台にふえるわけですね、国内の自殺者。

それが10年ぐらいずっと続いているわけですが、その危機に匹敵するような状況下に置かれながら、かつ完全施行しなければいけないということで、ちょうど1998年ごろから商工ローン問題というのがすごく大きな社会問題になるんですね。それが先ほど出た二大商工ローン大手というのがニチエイと商工ファンドで、今、ロプロとSFCGになっているんですけども、それが一段落するとすぐヤミ金問題が大きな社会問題になりますし、破産がどんどんふえ始めて、ピーク時は24万件になるわけですね。

この再来を許してはだめだと思うんですね。だから、97年、98年との違いは改正貸金業法が成立して、政府が多重債務者対策本部をつくって、官民挙げた多重債務対策が行われているということが唯一10年前と違うところで、この対策本部の機能がちゃんとやられるかどうかということが、10年前の再来を防げるかどうかという大きな試金石になっていると思います。その意味では、今までの相談の充実とか、被害の掘り起こしと同時に、やっぱりセーフティーネットというのが先ほどどこに行っているのかという議論が出ましたけれども、高利の資金融資にかわり得るセーフティーネットの充実・強化というのが極めて重要になってきているんじゃないかと思います。先ほど厚労省の緊急小口資金融資の説明もありましたけれども、その辺の課題というのも相当緊急な課題になっていると思いますので、引き続きやっぱりここの有識者会議としても、セーフティーネットの充実をどうするかということも議論をしていく必要があるかなと思っています。

幸い、我々の弁護士会の現場では、今のところ、10年前のパニック的な状態にはなっていない

いですね。10年前は商工ローンの問題とか、多重債務者がどんどんふえて破産が激増して、それから徐々にヤミ金の相談が爆発的にふえるという状況にはなっていないんです。そういう面では、この間の政府の取り組みとか、民間の取り組みがそういうのを抑え込んできているのかなと思いますけれども、ただ、どんどん不況は深刻化することが予測されていますので、その辺を乗り越えるためにはやっぱり相談の窓口の状況だけじゃなくて、セーフティーネットの問題というのがすごく重要な課題になっていると思いますので、その辺の取り組みを引き続きやっぱりやらなければいけないと思っております。

○吉野座長 先ほどの野村先生のリクイディティー等の欠如の場合と同じで、どこでそれを提供するか、都道府県なり、市町村なりのセーフティーネット貸付も含めてあると思いますので、また、そこも十分に考えていきたいと思いますが、翁委員、どうぞ。

○翁委員 ちょっと違う視点なんですけど、貸金業者の業界では自主規制や苦情処理とか、それから相談に対して対応したり、また啓発活動をするというようなことで取り組みについてご紹介があったんですけども、協会会員数の全体に対するシェアというのが5割を切っていて、5割を切った段階であるとほとんどまだ機能が盤石では全然ないと思うんですね。より協会会員数をふやして、規制とか苦情処理の対象になるような会員を強力的に組織化を進める必要があるのではないかというように思うんですが、そのあたりの取り組みはどんな感じなんですか。

○吉野座長 いかがでしょうか。

○渡邊常務執行役 協会としましてもまさに同様の考え方を持っております。法律では4条施行時には50%の加入率をもとめられています。協会としてはそれ以上の加入率を達成するために、直接、会員以外の登録業者と接触する機会が多い、協会支部に協会の会員になるメリットを記載したパンフレットを設置し、非協会員に対しアピールしているところです。

○吉野座長 翁委員の関連ですけれども、借り手の人がこの協会に加盟している貸金業者はちゃんとしているんだというJISマークみたいな、ああいう感じで皆さんがそこに入ってくれるようになれば、いい方向に動くんだと思いますけれども、ぜひ47.何%というのを80とか90まで上げていただく努力をお願いしたいと思います。

では、池尾委員、どうぞ。

○池尾委員 先ほどのセーフティーネットの話ですけれども、セーフティーネットの充実ということについてももちろん異論があるわけじゃないですけれども、ただ、今後、不況が深刻化して失業が増加してきたときに起こる問題というのに対して、リクイディティー（流動性）を供

給して解決する問題ではないですよ、基本的には。一部はもちろん一時的失業でまた再就職できるというような人にとっては、その間のリクイディティーでいいんですけども、本格的には単に金を貸せば解決する問題ではないので、本当はこここのところ言うのはちょっと場違いですけども、国民全員に定額給付するんじゃなくて、もっとターゲットを絞って、要するにマイナスの所得税のようなことをするとか、そういう対策でないと解決できない問題であって、それを貸し付けという形で解決しようというのは、問題設定として私は間違っていると思うので、そこは流動性の提供で解決する問題と、ソルベンシーにかかわるような問題というのは、リクイディティーとソルベンシーというのは金融においては基本的な区別ですから、それをやっぱりあいまいにした議論はすべきではないと思いますので、そこはちょっと申し上げたいと思います。

○吉野座長 野村先生、それから高橋委員、どうぞ。

○野村委員 池尾先生がおっしゃるとおりだと思うんですけども、いろんな類型があるんだと思うんですね。先ほどの貸し付けのパターンでも1カ月で元本全部、借りたものを丸ごと返すというパターンもありますけれども、借入限度額で管理して、とりあえずそこまでは借りたら、あと月々幾らずつ返しますという形で、ずっと返させ続けるというような形の貸し出しをしているような場合、デフォルトが起こったら、そこで全額期限利益を喪失しますというパターンというような、そういう借り入れ、あるいはいろんなパターンが想定されると思うんです。ですから、対策のほうも、想定されるさまざまなパターンにきっちり対応した形で、あてがっていかなければいけないかなというふうに思います。

借りているほうの人にもいろんな層の人たちがいて、さっきも1,000万円を超えている人なんだけれども、相談に来ている人もいますよという話もありました。このように年収がある程度あるにもかかわらず貸金業者の術中にはまってしまっている人たちもいるわけで、そういう人たちがこれまでは借りては返して、借りては返してということをやっていた人たちだと思うんです。でも、ここである程度の計画を持って生活を改めていけば、立ち直っていけるかもしれないという人たちもいるわけで、そういう層の人たちに対してはしっかりと生活指導と、ある程度のセーフティネット貸し付けも必要なのかなというような感じもします。

しかし、他方においてやはり貧困の問題はあると思いますので、貧困であるがゆえに、大変困っておられる方々に対しては確かに貸し出しをするのではなくて、ソルベンシーの話しなのかもしれませんし、その方々にはもうちょっと別な対応策が必要なのかもしれません。いずれにしてもきめ細やかな類型化を図って、適切な施策を複数用意しておいていただく必要がある

かなというふうに思います。

○吉野座長 高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 セーフティーネットに関しては、私はやはり国としてきちんとしたメッセージを国民に出していく必要があるというふうに思っています。細かいことは時間がないので申し上げませんが、もう1点だけ、先ほどの行政の窓口のアンケートの調査の結果をいただきましたので、その点に関してコメントさせていただきたいと思います。

市区町村等の相談件数が減っているのは、財務局の窓口ができたと推察されるというご意見があったんですけども、私はそこで少しやはり心配になってしまいました。といいますのは、市区町村がやっていることと財務局がやっていることが同じではないので、地域でのきめ細かな対応というものがもし薄れているのだとしたら、何からの手を打つ必要があるんじゃないかと思います。国が乗り出してきたから安心だというふうに思われても困るということでもありますし、また、財務局からの意見のところに「国と地方自治体との連携を強化すべき」と書いてあるんですけども、「強化したい」と主体性のある書き方ではない。連携強化はだれがやってくれるのかと、これを読みながら考えこんでしまいました。

財務局が地方自治体ときちんとやっていくというのは、財務局のほうから多分、いろんなオファーを出していかなければいけないんだと思いますので、その点を含めて、もっと強力なネットワークになるような方策を考えていく必要があるというふうに感じました。

以上です。

○吉野座長 ありがとうございます。

では、須田委員と田中委員、もし何かコメントがあれば最後に。

○須田委員 須田ですけれども、先ほどの総量規制のところ、年収の3分の1までというところなんですけど、そこでちょっと統計がないというか、実態数字が見えていないので、ソフトランディング案といたらいいんですかね、これが実効性のあるものかどうか、ずっと考えていたところなんですけど、その一方で過払い金請求ってございますよね。それに対して引当金が2兆円積まれているんですけど、それは大して使われていないと。これを果たしてきちんと過払い金をもとに戻せば、3分の1を超えている分が果たして返さなければならないものなのかどうかといったところがちょっと、恐らくそれはもう少し圧縮されてくるのではないかな、3分の1以下になるのではないかな、その部分が貸しはがしなどに遭う必要性、必然性もないんじゃないかなと。

もう少し、先ほど協会のほうは真摯に過払い金には取り組んでいるとは言っていますけれど

も、なかなか本人請求にも応じないという実態もあるようですし、あるいは先ほど高橋委員のほうから話があったように、過払い金請求に対して非常に反発している業者もたくさんいるというふうに聞いていますので、このあたりをもう少しきちんと、今の現状の中では過払い金に関しては、戻すものというのがコンセンサスとしてでき上がっているはずですから、請求があったからではなくて、何かから自動的にやる方法というのはないのかなと。それをやった上で、一体、どれだけの最終的に払わなければならない元本利息があるのかということをやっぱり考えてみるのが先決じゃないかなと、今の現状の実態をそのまま放置して告知もしない、あるいはきちんと知らせないまま、本格運用に突入するというのは余りにもリスクが多過ぎるのではないかなと私自身は思います。

○吉野座長 田中先生、どうぞ。

○田中委員 どうもありがとうございます。

厚生労働省が医療も年金も雇用もそれから社会福祉も、ありとあらゆるものを抱えているときに、多重債務もそちらでというのもどうも宿題の割り当てからいくと、ちょっと荷重だなどは思うんですが、でも、冒頭のお話がありましたように、各自治体で行われているのはやはり生活に困窮されて、そういう方にどういう形の自治体が支援できるのかという枠組みで議論されました。ですから、多重債務問題がもちろん金融庁に来たのは、理由がないことではないと思うんですけども、やはり解決となると、金融庁の範囲を超える話ではないかなというふうに思っているんですが、個々の悩んでおられる方々にどういう形で対応できるかということになると、多分、金融庁ができる範囲は限度があるという、以前からそう思っていましたけれども、きょうのお話、皆さんのを伺っていてそう思いましたけれども、どうなんですかね。

○吉野座長 そういう意味では、この会議は金融庁ではなくて多重債務者対策有識者会議というので、全部の省庁の方に来ていただいておりますし、もし最後に厚生労働省の方、何かコメントがあれば一言で結構でございますので。

○寺尾地域福祉課長 厚生労働省といたしましては、低所得者対策あるいは生活保護に陥る方々に対しては、適切、的確に保護を適用したり、貸し付けを実施したりするのがセーフティネットとしての役割だというように認識しております

○吉野座長 野村先生、最後に。

○野村委員 ごめんなさい、厚生労働省はたくさんお仕事があつて大変だと思いますけれど、でも、やっぱり一つだけ是非お願いしたいのは、住所が定まっていないから貸せないというのは金融機関はみんなそうなんですけれども、そこがどうしようもなくて、住所さえ定まれば職

も得られるし、何とかとつながっていくんですけれども、しかし、やっぱり住所を定めるのに若干最初にお金が必要だったりする人がいるわけですね。そういうちゃんと意欲があるんですけども、どこかでそういう悪循環に陥ってしまっている人たちに、最初の呼び水となるお金を出せるような基準をやっぱり持っていただかないと困ると思います。きょうのお話の中では住所が定まっていないから貸していませんということが出てきているわけなんですけれども、ちょっとそれだとほかの金融機関と一緒にないかなという感じもするので、少しご検討いただければなというふうに思います。

○吉野座長 ありがとうございます。

大体時間になってしまいましたので……そうですか、厚労省の方、どうぞ。

○寺尾地域福祉課長 先だつての派遣村の話も、住居がないというところで、寒空のもとにはほり出すのかという、非常に社会的な問題だというふうに認識しているんですけれども、ほかの金融機関と違って、国がやるのであれば当然だろうという話なんですけど、もし本当にそうするのであれば、財源をきちっと担保するような仕組みをつくらないと、県も3分の1負担を持っております。皆さんの税金でやっている貸付制度でございますので、だれにでも貸して返ってこなくてもいいというわけにはなかなかいかないもので、そのところの仕組みをこれからどういうふうに組むのかというのは、知恵を出さなければいけないんじゃないかと思っております。

○本多委員 被連協の本多です。

厚生労働省もあるいは東京都も、この前の年末から正月にかけての派遣村に対する援助の体制というのは、本当に一生懸命やっていたというふうに思っております。実は太陽の会に相談に来られた方、11月11日に派遣切りになり、これは山梨県の南アルプス市の会社だったんですが、トヨタホームの下請関連の仕事をしていて、結局、派遣を切られて寮も追い出されて、この方は東京に仕事を探しに来るんです。仕事を探そうとするんですが、住まいがないと仕事も見つからない。住まいを探そうとすると仕事がないと住まいも探せないということで、1カ月間、苦勞されるんですが、結局は絶望して青木ヶ原の樹海に12月11日に行くんです。12日の夕方に富士吉田警察署で保護されて、15日に太陽の会に相談に来られたんですね。

この方自身は借金はないんです。ただ、まさにそういう絶望しちゃうということなので、この方は千代田区で生活保護を受けて、今、寮で生活し、安定してから仕事を探しにということで、今、立ち直る方向できていただいております。ですから、セーフティーネットというのは貸し付けの問題はもちろんあるんですが、根本的にはやっぱり仕事の確保、派遣労働法の改正

だとか、そういうものが本当に大事なんだなというふうに今思っています。

きょう、厚労省から小口緊急貸付についての調査の報告をいただきました。大変ありがとうございます。私からはきょう本多委員提出資料として別冊で出ておりますので、ちょっと見ていただきたいんですが、3ページのところで、厚労省も小口貸付制度については去年11月4日付で、生活福祉資金貸付制度の活用促進についてという通達を各都道府県に出していただいております。ことし1月21日には全国厚生労働関係部局長会議も開かれて、ほぼ同趣旨なんですが、多重債務問題改善プログラムで指示されている貸付事業を、大変積極的にやっていくんだという積極的なあらわれで対応していただいているということについてはよく理解しております。

ただ、現実的には私の提出資料の3ページのところに記載しているんですが、貸付原資2,100億円に対して978億円しか使われていない。貸付可能額が、未貸付額が1,122億円ある。なぜそうなっちゃうかという、1つは厚労省も認めているんですが、周知徹底、広報が足りないということなんですが、問題は相談に行ったときに貸し付けありきではなくて、何か門前払いでされてしまうということのほうが多いということと、それから小口貸付を除いて連帯保証人をとる。連帯保証人ということになるとほとんどの人が利用できなくなってしまうということなので、ここはぜひ機関保証に変えるとか、そういう方向をぜひ検討をしていただきたいというふうに思っています。

そのほか、時間もありませんのでちょっとはしよりますけれども、5ページのところで、離職者支援資金貸付制度、これも多くの都道府県では利用されていない、大阪府が非常に多いということなんですが、ほかのところでは利用されていないし、これの利用についてもぜひ積極的にやっていただきたい。それから、昨年暮れに政府がやりました就職安定資金融資、これは労働金庫が窓口になって非常に12月からスタートしたのですが、1月19日までに586名の利用があって、断った人は2名だというふうに聞いているんですね。これもさらに活用していくことと、それから8番目のところで東京都の多重債務者生活再生事業というのがあるんですが、これはつくられてはいるんですけども、まだまだほとんど不十分、まだ実行が3件しかないというような形に今なっています。

東京都は別立てで新たな貸付制度をやるというふうに聞いています。まず、新たな貸し付けとしては毎月15万円を貸し付けをし、仕事が見つかるまでの間、その間のホームヘルパー資格を与えるための授業料だとか、そういうのも援助する、それからアパートを借りるのに50万円必要ということで、合計95万円の貸し付けを新たにすると。6カ月間、仕事をきちんとできるようだと95万円は免除すると。これは政府の就職安定資金の問題とも関連しますけれども、そ

んな貸付制度などもありますから、こういうものもぜひ広報してやっていただけるようなものにしていただきたいと思います。

ちょっと長くなって申しわけありません。

○吉野座長 ありがとうございます。

それでは、少し時間が超過してしまいましたので、きょうも非常に多くのご意見をありがとうございました。多重債務者問題の改善プログラムのフォローアップというのをぜひ5月か6月ごろにまとめていきたいと思しますので、きょうの総量規制の問題、過払い金の問題、そしてセーフティーネットの問題、こういうものも全部含めてフォローアップができればと思います。あと数回、有識者会議を開催いたしまして、きょうございましたセーフティーネットの制度とか、それからきょうは議論がありませんでしたけれども、金融経済教育などにつきまして、これからもやっていきたいと思しますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の有識者会議は2月下旬か、3月上旬を考えておりますので、きょうはお忙しいところをどうもありがとうございました。時間を超過いたしまして申しわけございませんでした。

午後5時10分 閉会